明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　二
○中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三
○計量単位規則の一部を改正する省令（経済産業三六）　三
〔省令〕
○中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
〔告示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人長野県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委二四）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七〇）　四
○中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する社債等の一部を改正する告示（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通四六一～四七二）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四七三～四八〇）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同四八一）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四八二、四八三）　八
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同四八四～四八八）　八
○高速自動車国道に関する件（同四八九）　九
○道路に関する件（四国地方整備局三五）　九
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　一〇
〔人事異動〕　一〇
〔褒賞〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　一〇
指定流通機構の登録業務の休止について（国土交通省）　一一
国土交通省・観光庁国民保護計画の変更について（国土交通省・観光庁）　一一
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土地理院）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
会社その他　一三

府令・省令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十七条の五第二号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百四十三条　法第五十七条の五第二号の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。この場合において、当該有価証券が発行されていないときは、当該有価証券に表示されるべき権利を有価証券とみなす。	**第百四十三条**　法第五十七条の五第二号の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託又は貸付信託の受益証券	六　証券投資信託又は貸付信託の受益証券
七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券（その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。）	［新設］
2　前項第七号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（同条第三号から第五号までに掲げる資産のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。	［新設］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］は注記である。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十七条の五第二号の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月七日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十五条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十七条の五第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。この場合において、当該有価証券が発行されていないときは、当該有価証券に表示されるべき権利を有価証券とみなす。	**第六十五条**　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十七条の五第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。
一・二　［略］	一・二　［略］

改正後	改正前
三　その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債（前号に掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）（主務大臣の指定するものに限る。）	三　その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債（前号に掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）（主務大臣の指定するものに限る。）
四～五　［略］	四～五　［略］
六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託又は貸付信託の受益証券	六　証券投資信託又は貸付信託の受益証券
七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券（その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。）	［新設］
2　前項第七号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（同条第三号から第五号までに掲げる資産のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月七日

経済産業大臣　齋藤　健

計量単位規則の一部を改正する省令

計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第三（第二条関係）		**別表第三**（第二条関係）	
接頭語	記号	接頭語	記号
クエタ	Q	［新設］	［新設］
ロナ	R	［新設］	［新設］
ヨタ	Y	ヨタ	Y
［略］	［略］	［略］	［略］
ヨクト	y	ヨクト	y
ロント	r	［新設］	［新設］
クエクト	q	［新設］	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。